

自営業者認定の重要ポイント

自営業の収入
扶養実態

2024年7月25日（木）

時間 10:00～16:30

各健康保険組合の被扶養者認定で、もっとも取扱いに差があるのは自営業者認定です。取扱いの差は、自営業者の年収をどうとらえるか、直接的必要経費とは何か、これらへの考え方、そして判断の差によるものです。さらに必要とする証拠資料の範囲や読み方にも違いがあります。来年1月以降は確定申告書を紙提出する際に証拠とする收受日付印付きの控えがもらえなくなり、その対応についても解説します。

「年収」をどう考えるか、直接的必要経費を認める場合の範囲、資料をどう読むか、そして申請者等への説明はどうすれば良いか、知識だけではなく考え方も整理して、基礎から分かりやすく解説いたします。大手健保の多くの方々にご参加いただいている、この講師でなければ聞けない内容が満載です。健康保険組合の常務理事・事務長、被扶養者認定のご担当の方々には是非ともご参加いただきたいと思います。

講師

公認会計士・税理士 わだ しょうじ
和田 正次

早稲田商学部卒。日本公認会計士協会東京会経営委員会委員長、日本公認会計士協会学術賞審査委員等歴任。健保組合経営実務研究センター（現一般社団法人企業福祉・共済総合研究所）の会計顧問当時より、20年以上の期間にわたり健保組合関連の業務に携わっており、現在は外部監査（会計及び適用・給付）も実践している。このほか日本経済新聞社等が主催するセミナー講師としても活躍中。健保組合業務にもっとも精通した公認会計士のひとりであり、2008年以降の健保組合セミナー講師実績はのべ160講座にのぼる。

開催要項

会場

連合会館

地下鉄千代田線 新御茶ノ水 徒歩0分

受講料

30,000 円

（テキスト、来場昼食、消費税込み）



複数受講で割引！

4講座の受講延べ人数での税込み合計額

1人の場合 30,000 円

2人の場合 54,000 円（1人で2講座を含む）

3人以上の場合 24,000 円 × 受講延べ人数

（例）7/17講座にAさん、26日講座にAさんとBさんのご受講の場合は3人となり、合計受講料は72,000円です。

受講料のお振込は7月末日（ご受講後でも可）です。

WEBまたはE-MAILにてお申し込みください。



<https://wadacpa.com>

e-mail : kenshu@wadacpa.com



※キャンセルは開催前日午前12時までにご連絡ください。
ご入金済みであれば全額返金いたします。

主なセミナー内容

I 被扶養者資格の認定と自営業者

1. 認定の趣旨・必要性和自営業者
2. 図解：認定のフローチャート
3. 自営業者を原則否認とするか否かのポイント
4. 認定されるべき自営業者とは
5. 自営業者認定の基本方針の設定と説明ポイント

II 自営業者の「収入」と認定のポイント

1. 被扶養者認定の収入条件
2. 自営業者の「収入」は売上か所得か、あるいは別の計算か
3. 収入はいつのものを対象としたらよいか
4. 収入基準に例外を認めるか否かと、その説明
5. 青色申告制度とは何か、所得とは何か
6. 必要経費とは何か、具体的な範囲
7. 必要経費の事業関連性と認定の留意点
8. 家事費と家事関連費の取扱い方
9. 認定のために必要な調査票と具体的な事前必要書類とは
10. 認定後も重要！継続認定のタイミングと書類
11. チェックリストで確認する必要書類の十分性とその利用目的（なぜ提出を受けるのか）
12. 自営業者の業種別特徴と認定上の留意点
販売・営業、サービス業、不動産賃貸業、農業等

III こんなときどうする？（講師解説）

1. 家族に給与を払っているとき
2. 家事費や家事関連費を必要経費としているとき
3. 減価償却費は控除してよいか
4. 多額の経費の支払いがあるとき
5. 売上が3千万円もあるのに所得が50万円のとき
6. 毎年の所得に大きな変動があるとき
7. 2つ以上の事業があるとき
8. 青色申告特別控除があるとき
9. 認定のための書類の提出がないとき、あるいは不備があるとき
10. 来年1月からの紙提出の控えがもらえないとき

IV 事例による認定（グループ討議と情報交換）

1. サービス業を営むAさんの認定
2. 物品販売業を営むBさんの認定
3. 不動産賃貸業と農業を営むCさんの認定

V まとめと質疑応答

事前にご質問がございましたらメールでお寄せください。当日にお答えいたします。



kenshu@wadacpa.com

会場のご案内

連合会館へのアクセス

〒101-0062 東京都千代田区駿河台3-2-11
TEL：03-3253-1771（代）

●地下鉄

- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口（徒歩0分）
 - ・東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B3出口まで徒歩5分
 - ・都営地下鉄新宿線「小川町駅」B3出口まで徒歩3分
- 丸ノ内線/都営新宿線をご利用の方は地下道を通り、千代田線方面へ
※B3a、B3b出口は違う方へ出ますのでご注意ください。

●JR

- ・JR中央線/総武線「御茶ノ水駅」聖橋口（徒歩5分）



申込先 **和田公認会計士事務所**



個人情報保護方針について:ご記入いただきました個人(法人・組合)情報につきましては、和田公認会計士事務所の案内や研修会開催に関する情報を提供する以外の目的では利用致しません。登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。